

教育委員会会議提出議案

第33号

福岡県教育庁組織規則及び福岡県立高等学校の通学区域に関する
規則の一部を改正する規則の制定について

このことを、別案のとおり提出する。

平成30年9月6日
教 育 長

(理由)

平成30年10月1日の那珂川町の市制施行（総務省告示第195号）に伴い、教育委員会規則上の「筑紫郡」の表記を「那珂川市」に改めるもの。

(教育庁総務企画課)

福岡県教育庁組織規則及び福岡県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則の制定について

1 改正する規則

- (1) 福岡県教育庁組織規則（平成30年福岡県教育委員会規則第1号）
- (2) 福岡県立高等学校の通学区域に関する規則（昭和32年福岡県教育委員会規則第17号）

2 改正内容

平成30年10月1日の那珂川町の市制施行（総務省告示第195号）に伴い、教育委員会規則上の「筑紫郡」の表記を「那珂川市」に改めるもの。

3 施行年月日

平成30年10月1日

福岡県教育庁組織規則及び福岡県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成三十年九月 日

福岡県教育委員会

福岡県教育委員会規則第三十三号

福岡県教育庁組織規則及び福岡県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

(福岡県教育庁組織規則の一部改正)

第一条 福岡県教育庁組織規則(平成三十年福岡県教育委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

第二十条第二項の表中「筑紫郡」を「那珂川市」に改める。

(福岡県立高等学校の通学区域に関する規則の一部改正)

第二条 福岡県立高等学校の通学区域に関する規則(昭和三十二年福岡県教育委員会規則第十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一(第二条)及び別表第二(第二条)注中「筑紫郡」を「那珂川市」に改める。

附 則

この規則は、平成三十年十月一日から施行する。

改正案			現行		
<p>第三章 教育事務所</p> <p>(教育事務所の設置)</p> <p>第二十条 教育庁に、本庁各課の所掌事務の一部を分掌させるため教育事務所を設置する。</p> <p>2 教育事務所の名称、所在地及び管轄区域は、次のとおりとする。</p>			<p>第三章 教育事務所</p> <p>(教育事務所の設置)</p> <p>第二十条 教育庁に、本庁各課の所掌事務の一部を分掌させるため教育事務所を設置する。</p> <p>2 教育事務所の名称、所在地及び管轄区域は、次のとおりとする。</p>		
名称	所在地	管轄区域	名称	所在地	管轄区域
福岡教育事務所	福岡市博多区	福岡市 筑紫野市 春日市 大野城市 宗像市 太宰府市 古賀市 福津市 糸島市 那珂川市 糟屋郡	福岡教育事務所	福岡市博多区	福岡市 筑紫野市 春日市 大野城市 宗像市 太宰府市 古賀市 福津市 糸島市 筑紫郡 糟屋郡
(略)			(略)		

改正後	〔一〕九 略 〔一〇〕M.O.あおぞらネット銀行株式会社 〔十一〕十九 略	改正前	〔一〕九 同上 〔一〇〕あおぞら信託銀行株式会社 〔十一〕十九 同上
-----	---	-----	--

〔担保付社債信託法施行令第五十五条第一項の規定に基づき、金融庁長官の指定する信託会社を定める件（一部改正）
第五條 担保付社債信託法施行令第五十五条第一項の規定に基づき、金融庁長官の指定する信託会社を定める件（平成十九年金融庁告示第六十八号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄及び改正後欄にそれぞれ掲げる対象規定は、当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改める。

改正後	〔一〕十三 略 十四 G.M.O.あおぞらネット銀行株式会社 〔十五〕二十一 略	改正前	〔一〕十三 同上 十四 あおぞら信託銀行株式会社 〔十五〕二十二 同上
-----	--	-----	---

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

〇総務省告示第九十四号
簡便法（昭和二十五年法律第百三十一号）第百二条の十八第一項に規定する指定改正機関を指定したので、同条第十二項において準用する同法第三十九条の三第一項の規定に基づき、次のとおり公示する。
平成三十年六月一日
総務大臣 野田 聖子

指定改正機関の名称及び住所	東京都港区海岸三丁目十八番一号 ヒアシ ティエビル四階
改正の業務を行う事務所の所在地	東京都港区海岸三丁目十八番一号 ヒアシ
事務所の名称	インターテックジャパン株式会社
事務所の所在地	東京都港区海岸三丁目十八番一号 ヒアシ

三 改正の業務の開始の日
平成三十年六月一日

3 署名者	日 本 側 佐藤正明在サントメ・プリンスバ側 コルビノ・ホセ・コサルヴエス・ボデリョ外務、共同 体大臣
署名者	外務大臣 河野 太郎

〇外務省告示第九十九号
平成三十年五月十八日にサントメ、食糧援助に関する次の数量の香肉の交換がサントメ・プリンスバ民主共和国政府との間に行われた。
1 協力の目的及び内容 食糧援助協約に関連して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2 額と額 二億六千万円
〇文部科学省告示第百四十六号
在外教育施設の認定等に関する規程（平成三年文部省告示第百四十四号）第二十一条の規定に基づき、小学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した次の在外教育施設の認定について、平成三十年六月十四日をもって取り消すこととしたので、同規程第二十二條第二項の規定に基づき告示する。
平成三十年六月一日
文部科学大臣 林 芳正

名	称	位 置	設 置 者
聖学院アトラクタ国際学校（小学校）	アメリカ合衆国アトラクタ	公益法人聖学院アトラクタ国際学校	

〇厚生労働省告示第百九十四号
介護保険法第百十八條の二第二項の規定に基づき、市町村が厚生労働大臣に提供すべき情報の利用及び提供に関する指針を次のように定める。
平成三十年六月一日
厚生労働大臣 加藤 勝信

第1 総則
1 目的 この指針は、介護保険法（平成九年法律第百二十三号、以下「法」という。）第百十八條の二第二項の規定に基づき、市町村（特別区を含む。以下同じ。）が厚生労働大臣に提供すべき情報について、その利用及び管理について責任を有する者（委託契約を締結して当該情報を管理する者を含む。以下「管理責任者」という。）以外の提供に関する事項を定めることにより、当該情報の適切な利用に資することを目的とする。
2 対象となるデータの範囲 この指針の対象となる情報は、法第百十八條の二第一項の規定に基づき、市町村が介護保険事業計画面及び介護保険事業支設計画の作成、実施及び評価並びに国民の健康の保持増進及びその有する能力の維持向上に資するために、介護保険法に規定する情報の提供を受ける地域別、年齢別又は要介護認定及び要介護認定別の状況に関する情報並びに介護保険事業計画の作成、実施及び評価並びに国民の健康の保持増進及びその有する能力の維持向上に資するために、厚生労働大臣が行う調査及び分析並びに当該調査及び分析結果の公表のために用いるものとする。
3 データの利用目的 データは、法第百十八條の二第一項の規定に基づき、市町村が介護保険事業計画面及び介護保険事業支設計画の作成、実施及び評価並びに国民の健康の保持増進及びその有する能力の維持向上に資することを目的として、厚生労働大臣が行う調査及び分析並びに当該調査及び分析結果の公表のために用いるものとする。
4 データの提供を求めるときは、以下（同じ。）又は都道府県知事が厚生労働大臣に対し、データの提供を求める場合には、厚生労働大臣は1の調査及び分析の結果のほか、当該求めに係るデータを市町村又は都道府県知事に提供することもできる。

事務所の名称	千葉地方事務所 宇都宮地方事務所 大阪府事務所 名古屋事務所 海地方事務所
事務所の所在地	上川 昭子 喜多 剛久 余田 武典 松尾 泰三 川田 裕也 田中 裕也 福田 勝

〇地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八條第三項の規定によりその例によることとされる同法第七條第一項の規定に基づき、千葉県野田川町を野田川市とする旨、福岡県知事から届出があったので、同法第八條第三項の規定によりその例によることとされる同法第七條第七項の規定に基づき、告示する。
右の処分は、平成三十年十月一日からその効力を生ずるものとする。
平成三十年六月一日
総務大臣 野田 聖子